議長(滝内久生君) 質問順位6番、1つ、南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について。

以上1件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番(江田邦明君) 会派は松陰会の江田邦明です。

議長の通告に従い、順次趣旨質問を行います。

本3月定例会では、6人の議員が一般質問で登壇し、そのうち4人の議員がこの広域ごみ 処理施設の事件について当局の姿勢を問いております。特にこの中でも重視されているのが 事業用地の選定についてであります。

令和4年度新年度予算では生活環境影響調査並びに地質調査で債務負担を含め6,700万円が計上されております。事業用地選定について多くの課題が残る中、私は議員として議員の議決権により適切な行政運営を求めていく覚悟であります。本一般質問においても議員、議会、市民が理解できる答弁を求めたいと思います。

これまで私は、政策課題などを提起する政策提案型の質問を多くしておりましたが、今回は自治体運営が適切かチェックする監査型の質問を行います。本件に対する質問の要旨は、 大きく2つに分けることができます。1つに事業用地選定の過程(プロセス)は正しかったか、もう一つに、選定した事業用地は将来にわたって適地と言えるかであります。

南伊豆地域広域ごみ処理基本構想では事業用地について、広域ごみ処理施設は、都市計画、アクセス、環境面等を検討し、諸条件が整っている下田市の既存施設の場所を候補地とし、今後実施する生活環境影響調査の結果を踏まえて決定する方針であると、僅か3行ほどでその選定結果を示しています。これでは、事業用地選定の過程等について、多くの市民と合意形成を図ることは難しいと私は考えます。

同基本構想では、現在地の優位性として、都市計画、アクセス、専用進入路や電力・給排水設備について触れています。しかしながら、アクセスについては、将来的に期待される縦貫道によるものであって、現状では広域化される南伊豆地域1市3町の中心地に位置するとは考えにくい場所にあります。また、現在地は借地であることや、土砂災害警戒区域(土石流)であること、通学路の安全確保が特に必要なところ、敷地面積に制約があるなど、事業用地として整っていない諸条件も多くあります。現在地を他の候補地と比較検討することなく、最も諸条件が整っている事業用地とするのであれば、この5点の課題について、どう改善していくか考えをお聞かせください。

これまで、広域ごみ処理計画については、処理方式や焼却方式、事務手法等の比較検討がされ、現在も炉形式、事業手法等の比較検討がされており、この地域に最適な広域ごみ処理計画を策定すべく、様々な比較検討による改善が進められております。

しかしながら、これまで当局からは事業用地選定について具体的な条件とその評価結果による他の候補地との比較検討について説明されることはありませんでした。唯一、令和3年12月定例会で橋本議員からの一般質問に対し、市長より次のような答弁がありました。

それから、あえて付け加えますが、下田の市域、市のエリアのうち、北側のエリアは御承知のとおり水源保護のためにそういったものが造れないというふうに言われています。そうなると、じゃあどこなのかというふうになります。大賀茂地区、吉佐美地区、それから白浜のほうと、こういうふうな幾つかの地区があります。白浜のほうに行こうとすると、中島橋交差点のところですごい渋滞が起きると思います。向こうに抜ける道がないからです。そうすると、残りは大賀茂とか吉佐美とかになりますけども、これについても道路だとか周辺の環境とか、様々なものを考えると、現在の都市計画で準工業地域という、そういった工場たちが立地すべきエリアというふうに定められている現在の位置が最も合理的であるというふうに私は考えています。このような答弁がございました。

まず、この答弁内容は、市長の私見としての回答であったのか、基本構想等を策定する上で公に比較検討した内容の回答であったのかについて、お尋ねいたします。

次に、市長からの答弁に関係して、細かく質問させていただきます。

水道水源保護条例区域に一般廃棄物処理施設(中間処理施設)を建設することができないとされる根拠をお聞かせください。

また、白浜方面にごみ処理場を建設した場合、中島橋交差点ですごい渋滞が発生すると思われる理由をお聞かせください。

都市計画法では、特に必要があるときは都市計画区域外に、ごみ焼却場を定めることができるとしています。都市計画区域外に事業用地の適地があった場合、下田市は都市計画区域外にごみ焼却場を建設する考えをお持ちでしょうか。また、都市計画区域内に事業用地として他の適地があった場合、生活環境影響調査と並行して、その事業用地について都市計画審議会等を経て、新たに都市計画決定していく考えをお持ちか、併せてお尋ねいたします。

現在地以外の代替案について、令和3年12月定例会で橋本議員の一般質問に対し、環境対策課長は「現在のところ代替案という形は持ち合わせておりません」と答弁しています。

都市計画運用指針では都市施設等の都市計画の構想段階における手続として、複数の都市

計画の概略の案の設定(位置等に関する複数案の設定)と構想段階評価の実施を進めていくべきとしています。伊豆縦貫自動車道・天城湯ケ島・河津間の計画段階評価でも西側ルート、東側ルート、現道活用プラス西側ルートの3案の中から、西側ルートを天城越えルートとして選定しています。

また、下田市の新庁舎建設事業についても、時間軸は異なりますが現在地の東本郷、敷根公園、鍋田・吉佐美、河内、敷根民有地など、複数案の中からそれぞれの時期に建設候補地を選定しています。また、下田市立中学校再編整備事業でも、新中学校候補地について、稲梓中・稲生沢中・下田東中・下田中学校の複数案の中から、事業用地を選定しています。今回の広域ごみ処理施設の事業用地選定について、なぜこうした手順が取られてこなかったかについてお尋ねいたします。

令和4年1月18日までパブリックコメントが実施されていた静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン(案)では、令和4年度から令和13年度までの10年間の一般廃棄物処理に係る広域化等の基本方針が示されました。焼却施設の段階的な広域化の考え方として、静岡県を広域化ブロックとして区割りされた賀茂地域(1市5町)については、令和13年度までの計画期間で1市3町の広域化等を推進し、令和14年度から令和34年度までの長期的な展望として、賀茂地域一帯での広域処理を検討するとしています。同マスタープラン(案)にある次の項目について、下田市の考えをお聞かせください。

広域化ブロック区割りの基本的な考え方(賀茂地域1市5町を広域化ブロックの区割りとすることについて)、将来ごみ量(賀茂地域のごみ総排出量減少と再生利用率について)、地域別広域化ブロック区割りの評価結果(賀茂地域の段階的広域化と施設規模の算出、各ケースの評価結果について)。

私は、賀茂地域(1市5町)の将来推計人口に、今後のごみ減量化や再資源化を想定した場合、早ければ令和22年、2040年度に、遅くとも令和27年、2045年度には、現在の南伊豆地域広域ごみ処理施設として計画している日量58トンの施設規模で、賀茂地域全体のごみ処理が可能になると考えます。

そこで、新庁舎建設事業等でも重視されているライフサイクルコストについてお尋ねいた します。

広域ごみ処理施設のライフサイクルコスト、例えば稼働後25年で他の場所に建て替えして 稼働、例えば稼働後20年またその15年後の35年の基幹改良により敷根候補地で長期的に稼働 などに対する考えをお尋ねいたします。 以上、趣旨質問を終わります。

議長(滝内久生君) 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

1番(江田邦明君) はい。

議長(滝内久生君) 2時45分まで休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

議長(滝内久生君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長(松木正一郎君) 私の説明の中で、失礼、答弁の中で「あえて付け加えますが」と前置きし、さらに最後の結びとして「というふうに私は考えています」この2つがあったと思います。御指摘のその部分につきましては、まさしく私の考えを述べたものでございます。以上です。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) それでは、私のほうからいただきました御質問に順次お答え します。

初めに、現在地のところに欠けている事業用地の諸条件についてどう改善するかということで、5点ほどの御指摘いただいているかと思います。初めに、御指摘の現在地におけるその5つの点に対する考えについて申し上げます。

まず、交通アクセスについてですが、各市町から幹線道路であるいわゆる国県道と敷根1号線、現在地については専用の進入路に入るまでこの国県道と敷根1号線を経由した形でアクセスができると、そういった点で交通の利便性というんでしょうか、そういった点での優位性というものが現状でもあるというふうに考えております。これに加えて、将来的に縦貫道できますと、インターが敷根にございますので、より利便性が向上するというふうに捉えております。

それから、土砂災害警戒区域に位置している点についてですけれども、こちらにつきましては、今後、土木事務所等と協議を行いながら必要な安全対策というものを講じていきたい

というふうに考えております。

それから、通学路の安全確保につきましては、関係機関と連携し必要な安全対策を講じるとともに効率的な収集運搬体制等を1市3町、各町にも検討をお願いする予定でおります。

それから、敷地面積についてですけれども、若干制約はあるというふうには認識しておりますけれども、同一敷地内での整備というものが可能というふうにされております。今後の施設全体の配置、レイアウトを検討する中で対応策考えてまいりたいと思います。

最後になりましたけど借地につきましてですが、こちらについては現在管理運営上の支障 は特に生じておりませんので、候補地を決める上での課題というふうにはなっていないとい うふうに認識しております。

それから2つ目、事業用地の比較検討について、また5点ほど質問いただいています。まず、この事業用地の位置についてですが、担当課長会議において議論されている部分があります。市長が12月定例会で自身の考えとして現在地の合理性というものを述べたわけですけれども、この考えというのが担当課長会議の議論において初めに提示され、またその結果ともおおむね一致しているところでございます。いわゆる水道水源保護地域、それから自然公園法、自然公園法により指定された公園地域ですね。そういったものをはじめ観光地として自然環境や景観に影響を及ぼしかねない地域、または保全すべき樹園地であるとか農地であるとか、そういったものを除外した上で地域を絞り込んでまいりますと、その上で都市計画上の位置づけやアクセス等の要件を踏まえて現在地というところを設定しているところでございます。

一般廃棄物処理施設は、水道水源保護条例の対象事業というふうには該当していないわけですけれども、稲梓地区というのが全域が水道水源保護区域に該当しているわけでして、水源を保護する施策の実施というものが条例の中で市の責務というふうにされております。また、都市計画マスタープランにおいて、森林や里山環境の保全による水源涵養機能の維持、向上、あるいは農地の確保と保全といった土地利用方針というものが定められていることを踏まえますと、この稲梓地区というのは候補地を選定するには当たって適当な地域ではないというふうに考えております。

それから、交通渋滞についてですけれども、こちらについては、仮に先ほどの地域を絞り 込んだというお話をしましたが、その中で白浜というところに地域を絞って、では候補地を 選定しようとした場合には、このごみ処理施設を利用する車両の多くが、多くというか全て ですね、ほぼ全て中島橋交差点というものを通過していくことになってしまうと。そういっ た場合の影響を想定したお話と想定したものであります。

それから、都市計画決定についてですが、都市計画決定については、都市計画法の趣旨にのっとり、都市計画区域内での選定を基本と考えております。区域外での決定については、区域内に適地が見当たらないといった特に必要があると認められる場合に所要な手続を踏んで適地として定めていくということと考えております。

以上を踏まえまして、現状は現施設がある敷根地区と他地域との比較した結果として条件が整っている候補地として現在地を選定し所要の手続を進めているところでございます。

それから、3点目に県、静岡県の一般廃棄物処理広域化マスタープランについての御質問にお答えいたします。

ブロックの区割りにつきましては、全計画ですね。今策定中の全計画において広域処理圏域が引き継がれた形となっております。地域性を考慮して設定されたものというふうに考えております。また、将来ごみ量等の推計につきましては、先般策定した広域ごみ処理基本構想と推計方法というのは異なっている部分もあるんですけれども、ある程度現状を踏まえた推計結果というふうに受け止めております。

この評価結果につきましては、1市3町の広域化協議を踏まえた内容と捉えております。 まず1市3町の広域化を進め、次の段階として将来的な展望として示された賀茂地区全体で の広域化も視野に入るものというふうに考えております。施設整備に当たりましてライフサ イクルコストの観点から賀茂地区全体での広域化というものも今後検討していくことが必要 というふうには考えております。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) これまでも各議員の質問に対し明確な回答がございませんでした。私 は今回1件について一般質問させていただいておりますので、沢登議員の答弁漏れの点につ いてもただしていきたいと考えております。一問一答で進めさせていただきたいと思います。

まず、現在地の優位性がない部分について、確認していきたいと思います。その前にまず、この何人かの議員はこのごみ処理施設を迷惑施設というような表現をされておりますが、これまでの技術革新等で私はこれはこういった施設は迷惑施設ではなく、地域還元施設として位置づけ、そういった中で基本構想であったり広域化を進めていくべきと考えております。コミュニティーの振興であったり、防災の観点、または余熱利用の雇用といった観点で、この施設がこのまちづくりの核となるような施設と位置づけ、この場所がどこに適切、下田市

内の場所でどこが一番適切かということを議論していかなければいけないと考えております。

事業用地の選定の有利でない点について様々な御答弁いただきました。その点について、 なぜ基本構想の中でうたわれてないのか、そういったことを市民は知る機会がない、なぜそ ういったプロセスを踏まなかったかについて、お尋ねしたいと思います。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) 基本構想の策定過程の中で先ほど答弁で申し上げた部分としまして担当課長会議において、現在地について選定した3つの要件、都市計画面であることと、そのアクセスのこと、それから環境面、そういった条件に基づいて現在の候補地を選定しているというようなことの条件面の確認、それから、それについて各町から他の要件について、まずどういった御意見があるか、また、こういった要件で今現在地を選定することについて意見というものを求めて、その結果として現在地ということで各町も担当者会議等において合意して、これについては首長会議の中でも現在地というものを選定したということを報告し、了解を合意を得ているものでございます。

具体的な先ほど申し上げた地域等の絞り込みといったような形の調査しておりますけれども、その中から具体的に、ではどこかというところの具体的な候補地をそれぞれの違うエリアからの選定には残念ながら至りませんでしたので、具体的な候補地として比較検討するというような作業については行われておりません。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 具体的な比較検討の作業が行われてないということで、この広域ごみ処理施設は何年使う予定でありますか。短くても25年、基盤改良等を行っていけば50年使う施設かと思います。その場所を決めるのに具体的な比較検討がない、担当者会議で職員さんや議員が理解しただけでは、この事業は進められていけません。進めるべきではないと考えます。

ある自治体では、用地選定について基本構想の中で、45ページの資料を費やして市民との 合意形成を図っている自治体もございます。南伊豆地域の場合、たった3行。しかもアクセ ス、都市計画、環境面、1つの環境面はどこに造っても同じ優位性について触れています。 都市計画、ほかの現在の場所しか造れないってわけではないです。都市計画審議会や環境審 議会、そういった審議会の中で将来もう一度50年間敷根の場所にこういった施設造るけど、 それが正しいかという第三者の意見はもらっておりますか。その点についてお聞かせくださ い。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) 都市計画の件につきましては、市内で工業系の用途区域というものが望ましいということで都市計画の趣旨からいけば工業系の地域が望ましいと。市内に3か所ある工業系の用地のうち1か所が現在地でありますが、残りの2か所については、双方とも現在の総合庁舎のところと、それからの武ガ浜のところでございますけれども、いずれも津波浸水区域に該当するということで、都市計画については1か所に限られていると。この都市計画については、先ほど市長が申し上げたとおり、見直しというものが行われている中で用途区域というものが設定されている中で現在地というところしか選択する工業系の区域がないということですけれども、そういったところとして優位な点というふうに捉えております。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 用途地域の話が出たので確認させていただきたいと思います。確かに 現在の下田市清掃センター、じん芥処理場については、準工業系用途地域となっております が、肝心な焼却炉等については用途地域から外れております。なぜ外れたままでこの40年間 用途地域の見直しを行ってこなかったか、お尋ねしたいと思います。

議長(滝内久生君) 建設課長。

建設課長(高野茂章君) 現在の焼却炉につきましては、確かに準工業地域の用途からは外れております。しかしながら、南豆衛生プラントと共に都市計画書上は、廃棄物処理施設という形の中で都市計画決定しておりますので、そこについては問題はないというふうに考えておるところでございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 今後も用途地域の見直しを行わないという発言でよいか確認させてください。

議長(滝内久生君) 建設課長。

建設課長(高野茂章君) 今回の1市3町の広域化の基本構想、これから基本計画に移っていくと思われるんですが、それにおいては現在の敷地が当然変更になるのか、今の敷地内で収まるのかがちょっと重要な形になってこようかと思いますが、もし今の敷地内で収まらないようですと、当然都市計画の変更が出てきます。そこで都市計画の面積の増とか、そんな

ときに用途区域も全部準工業にするのか、それとも廃棄物処理施設だけの都市計画決定を取るのかは、まだ検討相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(滝内久生君) 市長。

市長(松木正一郎君) 一応、私そっちの方向の専門なもんですから、それについて補足を 申し上げたいと思います。

そもそも従来言われていた迷惑施設というものは、都市計画決定しないと建てられないというふうにこれ建築基準法でひもづけられています。その計画する内容なんですけど、基本は敷地ですね。この敷地ですよというふうに枠を取ります。道路もそうです。伊豆縦貫自動車道も2本の線でここに道路が来ますよというふうに線を入れます。それは何を目的としているかというと、土地の利用に民間の土地であっても例えば誰かが住んでいる家も全部ひっくるめて、こっからここまでは将来的に必要になる、ですからここには民間の方は全く自由に建てることはできなくなります、将来的には申し訳ないけれども、おうちを買収させていただいて、そこにみんなの道を造るんだと、こういうところから始まっています。ですから、今回のその今の施設が施設用地としてその準工から若干はみ出たとしても、この土地がそもそもの今の焼却施設の土地として権限を、権原を取得しているのであれば、それは必ずしもそこを拡幅する必要は都市計画として用途地域をかぶせるということは必ずしも必要としないと私は考えています。ただ、やはり整合していたほうが当然のことながらいい、周りが幾らその山、山といいましょうか、林で囲まれていたとしても本来はやはり整合すべきだと思います。ただ、もともとの考え方がそういうことだったということでございます。

それから、さらにちょっと丁寧にお話し申し上げますと、そういった意味では、今のこの施設は既決定の土地、既決定の場所であるということはやはり大変大きな現状と言えます。したがって、そこを基本とするというのは当然のことになります。さらに、現在の環境負荷についても定期的に行っている観測データで確認がされ、そして将来的にもさらなる技術の革新があると見込まれておりまして、それで現在地を基本として今進めているとこでございます。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 私も不得意な分野に入っておりますが、御丁寧な説明いただきまして、 ありがとうございます。 今私が申し上げているのは、プロセスのことについて質問する過程で様々な内容のことを問いているわけでございます。この有利でない点について例えば借地であることが課題ではないということですが、これ50年間借地権、700万毎年払って、50年と短期的に買っていくのどっちが有利かという考え、そういった比較されているのかどうか、また、土砂災害警戒区域であったり通学路の安全確保については今後検討していくということで、これいろいろな適地、候補地と比較検討していく上でここが有利という判断材料にはなりにくいと思います。先ほど来、現在地、都市計画決定だから、ここで一本で代替地がないということは、この50年間事業を進めていく上で構想が単純な候補地の結果になっているのではないでしょうか。この点については、もう要望になってしまいますが、借地がいいか悪いかの御回答いただきたいと思いますし、担当課長会議、沢登議員からもありましたが、どんな議論がされたかということを書面に落として今後、議会であったり一般市民の方にも提示していただきたいと思います。借地の件についてお尋ねいたします。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 論君) 借地の件につきましては、現状では年間700万円の今借地料をお支払いしているところです。その部分につきまして、今後、今財政的に今後の運営費ですね、運営費の中でその700万というものも仮に見込んだ形での今後の財政計画というものも作成しているところでございますが、借地というものは、今ここの清掃センターとしているのが昭和40年、46年ぐらいからずっと借地でやっているんですけれども、相続等で発生しますと、だんだんだん細分化されていったりですとか、相続がもめたりであるとか、そういったことが発生すると、いわゆるその契約としての安定性というんでしょうかね、そういった部分が問題になることがありますし、当然市の土地であれば何も心配のないものというようなところもありますので、今担当間の協議の内容としては、まずは取りあえずそのまま借地として一部事務組合に移行するという形ではなく、購入について検討すべきではないかというようなことも協議しているところでございます。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 次に、令和3年12月定例会での市長の御答弁のお話になりますが、市 長の私見ということでただいま御答弁いただきました。であるならば、こういった市長の考 え方を含めて、現在、広域ごみ処理計画の中で、こういった課題であったり他の地域はこう いう条件でできないんだよと。これ先ほどの質問と同じ内容になりますが、それをしっかり 示していくことが現在の事業候補予定地に対する市民との合意形成につながっていくと思います。見せたくないところを見せていくことで合意を図ってくというのが必要かと考えますが、再度になりますが、そういった市長の考え方を再度公の考え方として内容を取りまとめ、議会、市民に提示していく考えはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長(滝内久生君) 市長。

市長(松木正一郎君) 大変貴重な御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。それは矢田部議員だったかな、どなたかちょっと覚えてないんですが、市民の声をしっかり聞きながら、これから進めていくことが肝要と考えています。その第一歩が、ある意味ついせんだってのワークショップであったと思っています。同様のワークショップをほかのまちでもこれからやっていただくことになります。私は、できる範囲で下田市がそういったことに対してリーダーシップを取って、そして必要な助言等を行う、その覚悟で臨んでおります。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 積極的な情報公開をお願いしたいと思います。

次に、水道水源保護条例区域の関係で御質問させていただきたいと思います。

条例と施行規則のほうを読ませていただきました。これまでも稲生沢川の泥土流出問題等でこの条例については改正、太陽光発電等の改正がされているところでございますが、この条例自体は立地規制ではなく排出基準規制、計画規制だと私は認識しております。なぜこの広域ごみ処理施設が水道水源保護条例区域に建てることが望ましくないのか、それはどこかに迷惑施設という考えがあるからなのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 論君) 水道水源保護条例につきましては、一般廃棄物処理場というものは対象事業というふうには規定されておりません。条例上の規定をそのまま適用するとすれば、建てられるわけですけれども、先ほどの答弁でも申し上げた中でこの稲梓地区というところが水道水源保護区域というものに該当している中で、焼却施設であれば排出は、水が直接排出するということはないわけですけれども、焼却後の冷却のために大量の水を使用したりするということで、水道の供給も必要になるわけなんですけれども、そういったものの水道水の供給ができる場所であるとか、そういったライフラインが必要になるということもあるんですけれども、その上で排出はないけれども何か事故があったらというような考え

方もないことはないわけですけれども、その水道水源保護というものが大規模な焼却場を造るということで道路も含めて生活、森林ですとかそういったもの、大きな開発を伴うものというところで、その水源を保護するという責務を持っている市というものが、自らその里山環境であるとか森林の環境であるとかというものを大きく崩すような、そういったものをやっていいかどうかというところが、その水道水源保護条例の趣旨に照らして、市のほうでこの地域について候補地を選定するエリアとして適してはいないと、そのような考えで除外しております。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 質問の趣旨は、稲梓地区にこの施設を造れというものではありません。候補地を選定していく上で、単純に除外してしまうということが正しいかどうかということを問いております。既に北湯ヶ野のほうには民間の産業廃棄物中間施設でございますが、時間当たり1,912キログラムの焼却施設がございます。下田市のほうですと時間当たり1,750キログラムが2炉ということで、約半分の焼却施設があるというふうに私は認識しております。そういった施設がある中で一概に可能性として、もしかしたら排熱をハウス利用であったり防災公園であったり地域の避難所であったり、そういった地域の要望があればこの稲梓地区にも建てることができるんではないでしょうか。現状そういった施設があることについて問うことはございませんが、市長、私見として、この下田市の北部には建てることができないというふうにされていますという御発言ございましたので、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長(滝内久生君) 市長。

市長(松木正一郎君) 2点ほど、江田議員の今の御質問には、ちょっと2つに分けて言ったほうがいいなと今ふと思ったんですけども。最初が、まず都市計画の問題ですが、都市というところは人が集住する、集まって住むところ。それに必要な様々な工場だとか、そういう生産の現場だとか、あるいはお店のように商業の部分とか、あるいは学校とか、そういったものが適正に配置されて、その都市で発生するものについては、きちんと都市の中で処理しようというのが基本原則としてございます。これは都市の中の話です。

次に、国土利用計画法というものがございます。この国土を5つに区分して、都市、地域、 農業地域、森林地域でその後は自然の地域になるんですが、自然公園地域と自然保全地域だったような気がするんですけど、要は自然は2つに分かれるんですが、こういうふうに私た ちのこの国あるいはこの静岡県下田市、それぞれこの5地域に分かれているわけです。その国土利用計画審議会の会長に私、今年度仰せつかりまして、せんだっても県の審議会に行ってまいりました。そこでは静岡県内の様々な開発、これに伴って5地域区分がどう変わるのか、例えば森林を削り取ってここにメガソーラーを造るとか、農地を埋めてそこに新たな市街地を造る、こういうことでその計画の修正案が出されて、変更案ですね、その変更案について議論するわけです。それが望ましいかどうかということを議論する。森林を削るというのが割と最近の多い事例になっています。農業、農地は農業という形でいるいろな法律で守られるんですが、一方で森林のほうは、林地開発協議といって森林法に基づく協議が整えば許可しなければならないと、こういうことになっていまして、必ず最初に計画地とされるのは、その森林のエリアになります。議員も御承知のとおり、森林には様々なその副次的な機能があるわけです。酸素のもとだとか、あるいは大きな水がめというんでしたっけ、水を吸収して雨が降ったときに一どきに流れないようにする。こういうふうな観点から考えますと、やはり都市で発生したものについて、本来は都市でやるべきだというのが私の考えでございます。私見ということで御勘弁いただきたいと思います。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 下田市の北側の部分には、こういったものが建てられないということは条例上ではなく松木市長のお考えとしてということで理解させていただきます。

次に、渋滞の関係です。中島橋交差点、これまで一貫して、あの場所では渋滞は発生しないというような御答弁いただいておりました。資料によりますと、1市3町の1日当たりの平均で302台、これが一度に中島橋交差点に三方四方から集まれば大きな渋滞が発生すると思いますが、そこは時間調整の中で渋滞が発生しないようにするというような対応されると答弁いただいておりますが、こと白浜方面に建てた場合のことについていえば、渋滞が発生するという考え方はおかしいのではないかと思われます。もしこういった渋滞の可能性を上げるのであれば、せんだってより、先ほどより申し上げてますとおり、基本構想の中の事業用地選定の理由として他の候補地と比較した中でこの渋滞のことを上げていただきたいと思いますが、実際が302台、日が昇っている15時間、16時間の間で渋滞が発生すると思われるか、担当課長はどのようにお考えかお聞かせください。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) これは例えば現在地で、それから現在地と白浜方面に仮に候

補地を設定した場合の比較としてお聞きいただければと思いますけれども、現在地というのは今敷根の場所で主に南伊豆方面ですとか下田でいうと朝日・大賀茂地区、それから旧町等については中島橋交差というのがほとんど通らないわけです。稲梓方面から来るものについても国道から来るものもあれば場合によっては県道ですか、土浜高馬線のほうを通ってくるようなものもあるわけです。これが仮に白浜に移った場合、白浜地域とそれから浜崎の地域以外の車というものが全て1市3町のものを含めて中島橋交差点を通ることになるということで、単純にそこの場所に全ての車が通ってくるような状況が生まれます。

これに加えて、中島橋交差点を過ぎて新下田橋を渡った先、武ガ浜のところに変形の赤間 白浜線につながる交差点があるんですけれども、多少混んでくるとあそこのところというの は、総合庁舎とか入っていく車とかそういったところで交通が錯綜する状況というのがふだ んからよく生まれている状況であることは議員も御承知のことかと思います。それに仮に白 浜に移った場合に、それに清掃に利用するお客さんであるとか、当然こちらで委託している 業者であるとか、そういったものが全てそちらを通るようになると、やはり渋滞の影響、こ ちらも受けますし、こちらの車が渋滞を招きかねないような状況も生まれるのではないかと いう、そのような想定で申し上げたところでございます。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 少し渋滞のことに関連してになりますが、敷根1号線への渋滞対策というものは、どういったものを考えられていますか。進入経路について併せて弘洋園等からの進入にはないのかなと思いますが、敷根1号線下から上っていくだけでの渋滞解消の改善、対策はどのような考えかお聞かせていただきたいと思います。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 論君) 敷根1号線につきましては、現状では敷根1号線が清掃等のことで渋滞が生じているということはないんですけれども、これが仮に1市3町になった場合に交通量が増えるのが大体時間当たりでいうと20台程度かと思うんですけれども、これが若干増減はあったとしても、それでもって渋滞が生じるというのは、その20台が大体半分は南伊豆方面から来るのと、それから敷根1号線のほうから、ごめんなさい、国道のほうから入ってくるほうと分かれるので、その時間当たりの20台というのはさらに細かく台数が分かれてくるので、それでもって渋滞が発生するとか、そういったものはないんではないかというふうに考えています。

例えばパッカー車にしても下田の今数えている車の台数の中にパッカー車、例えば可燃ごみ収集のパッカー車というのが大体1日20台ぐらいなんですけど、実際には5台の車が行ったり来たりすると。南伊豆にしろ、松崎にしろ、西伊豆にしろ、大体二、三台程度のごみ収集車が行ったり来たりすると。それに加えて業者さんの栄協さんですとかサガミシードさんですとか、そういった業者さん、許可業者の車というものも市内を回って行ったり来たりしているので、基本的に一度に来るということがないというのは、そういったことを申し上げているんですけれども、そういう状況ですので、しかも清掃事務所の営業時間というものが今現在は8時45分から夕方の4時までなんですけれども、ですから通学の時間帯でいえば朝の通学の時間帯については影響は基本的にはないものと、夕方の時間帯については、そこにちょっと教育委員会等と協議して今後交通安全対策というものを考える、あるいは場合によっては時間を短くして3時までにするとかということも1つの方法としては考えられるんではないかと、そういった形での交通安全対策というのを今後協議して考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長(滝内久生君) 市長。

市長(松木正一郎君) 私からもこれについて若干の多少専門的な知識に一応裏打ちされた ものとして申し上げたいと思います。

国道135号、136号、414号のこの3本は、ほとんどみんな集まっているのが中島橋交差点になります。厳密には人魚橋の向こう側だったかな、そこが135と136の境目なんですけれども、大ざっぱに言ってその中島橋交差点から全ての国道が始まると。実はここ全て起点なんです。道路の国道の起点、よく上り下りというふうにいいますと、道路の管理者、例えば土木事務所のようなところは、上りが混んでいるといったのは下田方向に向かっているのを混んでいるというふうなことになります。下田から沼津に行く方向については下りと、これが厳密な言い方なんですが、このようにその幹線道路が集まっているのが、あの辺りになります。そこに伊豆急の駅があって、ここがバスターミナルともなっている。もちろんタクシーもここから出発していると、こういう状況です。混雑もある程度常態化していまして、皆さん御承知のとおり、夕方とかかなりの混雑になります。多分、日当たり、1日当たりの交通量としては8,000から1万2,000の間ぐらいじゃないかと思いますけれども、現在も土木事務所のほうではそれを計測したりしています。こういった数値のそれだけの大量な交通量を乗せているこの道路に300台ぐらいの車が、しかもコントロール可能なものとして、つまり時

間をずらしてほしいとか、そういうことをやれば、ある程度マネジメントができるんじゃないかというふうに考えています。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 事業者選定のこれまでの過程についての質問の最後になります。

今、市長のほうからもこれは私見ではなく的確に裏づけされたデータかと思われますので、 12月定例会の答弁については市長の私見というお話がございましたが、やはりこういった今 私の質疑、質問に対する答弁を基本構想の中で明確にしていっていただきたいと思います。

次に、県が策定しました一般廃棄物処理広域化のマスタープランに対する下田市の考え方についてでございます。

おおむねブロックであったり、区域割については、そのとおりであるというような御答弁いただきました。ごみの量については、現状を踏まえたというお話でありましたが、このマスタープランの中では、ごみの資源化率が最終的に1市5町で15%ぐらいになっています。下田市が現在計画している南伊豆地域広域ごみ処理計画では、資源化率が20%となっております。20%では低いんではないかという沢登議員からの質問もございました。まず、このマスタープランについて、下田市はパブリックコメントでどういった意見を上げたかどうかお尋ねしたいと思います。そして沢登議員の質問に対する資源化率20%についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) 県のマスタープランの策定に当たりましては、県内全市町が 県から来られた担当者同士で会議を実施しております。説明会というものですね。たしか3 回程度協議を行っております。この中で我々も意見を述べさせていただいておりますので、 パブリックコメントという形での意見は述べておりません。

その資源化率等についての考え方ですけれども、この広域ごみ処理基本構想、我々がつくった広域ごみ処理基本構想というのが排出抑制策や資源化推進策というものを考慮してます。推計しているというところで若干県のモデルより高くなっていると。それで県のマスタープランの資源化率というのは1市5町、我々については1市3町という形でその辺で若干数値が異なってきているというふうに考えます。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) まず、この前の質問に対する答弁漏れということで、下田市が1市3 町で目指す広域化の資源化率20%という数値が低いのではないかという沢登議員からの質問 も含めて御答弁いただければと思います。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) 資源化率につきましては、令和11年度にリサイクル施設を設計・建設し、その後プラスチック等の分別収集、そういったものを今後1市3町で検討してまいりますけれども、その辺を踏まえて20%、これを現状の推計につきましては1市3町での広域ごみ処理施設整備、ごめんなさい、ごみ処理基本計画を元データとして上げているところですので、現状では大体その程度の推計値になっております。これに加えて今後、資源化策、リサイクル率を向上するための施策というものを加えて、この目標を上回るような形で進めていきたいと、そのようには考えております。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) このリサイクル率20%の中に生ごみの処理を改善していくという施策は入っているかどうかお尋ねしたいのと、今後、広域化を進めていく中で1市3町、将来的には1市5町もそうですが、下田市はどうだ、南伊豆はどうだ、河津はどうだではなくて、やはり賀茂地域として同じ目標を持っていかなければ、仮に下田市にごみ処理施設を造るんであれば、そういった姿勢がなければ成り立っていかないものと思いますが、今後、各行政区、行政ごとに一般廃棄物処理計画等策定されると思いますが、リサイクル率については統一されていくのかどうかお聞かせください。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) 現状の20%の中には、生ごみをリサイクル化するというような数値は現状入っていません。入っていませんというか厳密に言いますと、生ごみでどれぐらい減る、ほかの紙ごみでどれぐらい減るとか、その具体的なものを挙げて数値、燃えるごみが減ってリサイクルするものが増えてというような本当に細かいところの数字にはちょっとなってないもんですから、いろいろな施策を講ずることで燃えるごみとして大体推計値としてこのような形で今減少を見ていると。現状の推計はそういう形でできているので、ただ、ごみの減量というものもリサイクルだけではなくて、リサイクルの前に当然そもそもの排出を抑制する策であるとか、まず第一には、ごみそのものを減らそうと、それからごみの生ごみも例えば生ごみでいっても生ごみはまず出さないようにしようという、出てきたら生ごみ

をどうしようかというとこで今度リサイクルという考え方、2段階あるわけですけれども、 その両面に向かって今後施策を進めていくようになりますので、具体的に生ごみの減量で何 トンという、そういった形での推計にはなってないということで御理解いただきたいと思い ます。

リサイクルについては、今後、それぞれの品目についての調整といったものを 1 市 3 町で やった上で、その収集方法ですとか資源化、何をどう資源化していくかということの調整を して 1 市 3 町の共通した認識としてつくった上で減量化についての検討も進めていきたいと いうふうに、このように考えております。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 県のマスタープラン、すみません、読み返したところ、再生利用率が約12%という表記になってました。この点については、やはりこれがマスタープラン(案)ではなくてマスタープランとして静岡県で共有されるということは非常にこの地域のごみ処理に対する意識が低いのかなとなってしまいます。ぜひとも下田市がリーダーとなって1市3町、1市5町の再生利用率やリサイクル率のパーセンテージを上げていくという合意を取って、このマスタープランが案からマスタープランの策定になるときには20%、さらには30%という表記になるよう努めていただきたいと要望させていただきます。

最後に、ライフサイクルコストについてでございます。

明確に、私は明確に質問させていただいたんですが、明確な御回答はいただくことができませんでした。一般的に言われる稼働後25年後にあの施設をどうしていくかという基本構想の中での考えを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 論君) 現状の基本構想の中で何十年後まで使うかという点については触れられておりません。議員がおっしゃるような何年後に基幹改良やってであるとか何年後に建て替えを検討するであるとか、そういったところも現状ではまだ検討されていないところでありますけれども、そのライフサイクルコストという観点というのは、形での比較というようなもんですね、あろうかとは思うんですけれども、現在の場所であるとか、例えばほかの場所であったとしても、今回の施設は新しく仮にできた、その次の段階、あるいはそのまた先の段階というときに、これは場所だけではなくて例えば沢登議員は10年後とおっしゃいましたけども、燃えないごみ方式というものも確立されてくる可能性もあろうかと思い

ます。そういった処理方式が変われば、また場所のこともまた違う議論が出てきますし、先ほどからその出ている稲梓地域のことに関しましても、今後、縦貫道の整備というものが進む中で都市計画というものに編入して新たな都市計画の考え方とかいうものも生まれてくれば、また場所のことについても新たな議論が出てくるのではないかと思います。ちょっと現状でその検討までされておりませんし、今現状その検討を始めてはおりませんけれども、今後そういったところまで検討して処理方式であるとか、そういったものも含めた検討というものをしていく必要があろうかと考えております。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 他の事業計画では、ライフサイクルコストを重視してという発言が、御答弁がある中で、この広域ごみ処理施設については、ライフサイクルコストについて今後検討していく。全く矛盾した内容ではないかと思います。この焼却方式の議論の中で、もう一つトンネルコンポスト方式というものが比較検討されておりました。仮にトンネルコンポスト方式であったならば、事業用地の選定に時間を要し、また比較検討する必要があったのではないかと思われます。現在の敷根、下田市清掃センターの場所を拙速に決めるのではなく、50年後県が示した広域マスタープランに基づいて、どこの位置が一番適切かという議論する必要があるのではないでしょうか。

庁舎建設以上に建設コストがかかるものでございます。50年後、私は100歳になります。 しっかりそこを見据えたまちづくり、広域化について考えていく必要があると思いますが、 今後検討していくという答弁ではなく、25年後どの場所が適切かということについてお尋ね したいと思います。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) 1つ申し上げるのを忘れましたけれども、今回のその基本構想及びこれからの基本計画の中では、運営に関しては、可能性調査の中で一旦30年というような想定しておりまして、運営については大体20年から30年程度の範囲ということで今後整備を進めるというふうになるわけです。ただ、その後、県のそのマスタープランとかというものに向かって、50年後という部分に向かってという部分は、申し訳ない、ちょっと私の一存でちょっと申し上げにくいところではございまして、ですけれども現在地において今現状計画を進めるという点においては、諸事情の検討の中から適地として選定されているのではないかというふうに考えます。申し訳ありません。

以上です。

議長(滝内久生君) 市長。

市長(松木正一郎君) 市制50周年を記念しまして様々なチャレンジを始めるというふうに申しています。次の50年先を見据えてやろうじゃないかということで、まちづくり、まちの魅力を高めることと、それから教育もしっかりやっていこうと、こういうふうなことを言ってきたわけです。こうしたその将来に向けてのソフトの取組と公共施設の在り方というのは、ちょっとスパンが変わってくると私は思っています。と申しますのも、総合計画は10か年計画、御承知のとおり。10年先を目指しています。これが程よいからですね。これよりも先というのは、なかなか技術革新が見通せない、さらに都市計画は実は20年先を見ようということになっています、都市計画は。その20年先というのは、ある本に書いてあったんですけども、そのときの考え方として、人間・人知、人間の知恵として想像できるのは20年先が精いっぱいだと、こういうふうなことだったというふうに物の本に書いてあったことを記憶しております。今や、ICTというんでしょうか、IoT、様々なデジタルの技術革新で本当に5年後さえ予想がつかないと60を過ぎて私は感じるようになりました。ですから次の50年先のその都市計画の在り方というのは、なかなか難しいなというふうに思います。ですから、マスタープランでいっている20年先、あるいは総合計画でいってる10年先、こういったスパンでもって今物事を考えているところでございます。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 20年後を見据えたときなら予測できるだろう、50年後は難しい。ただ人口減少は進み、賀茂地域の1市5町、合併なのか広域化、広域連携なのかという議論ありますが、少なくともごみ処理施設については1つに集約していくというマスタープラン(案)が策定されております。そういった中で今1市3町で広域施設を造るということは、東河の施設の建設時期を考えても、そこに50年後ないし私は令和27年ぐらいには1つにまとまるんではないかと思いますが、そういった考えを私は思いますが、敷根にもう造ったらずっと敷根でいくと思われますが、そうではないという考えもあるのか、はたまたライフサイクルコストを考えていくと、今造った場所がコスト上一番メリットがあると考えるのか、どちらがいいのか、お聞かせください。

議長(滝内久生君) 環境対策課長。

環境対策課長(鈴木 諭君) 大変難しい問題だとは思いますけれども、難しい課題ですと

は思いますけれども、仮に現在地のところで新しい施設ができて、その次といったときに、今の施設の場所でまたそのままいくのか、また別のところになるのかということであれば、また別の場所になる可能性というのは僕はあると思います。ただ、その辺のところをちょっと言いづらい部分ではありますけれども、現状でどちらがいいのかというところには正直答えはないかと思いますけれども、可能性としてはないことはないと、現状では申し上げておきたいと思います。

以上です。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) そこを考えていくのが基本構想ではないかと思います。これ佐々木議員からの質問もありましたが、白紙の状態だったとき、どうするか。もう少し具体的に申し上げますと、行政機関や教育施設、スポーツ施設に近く、そして伊豆急下田駅や中心市街地にも比較的近い、津波浸水区域外であるあの場所を将来どのように活用していくかと皆さんで議論したとき、ごみ処理施設を造りましょうと発言する方はいらっしゃいますでしょうか。そういった観点で、もう一度基本構想を見直したり、他の地区、地域と比較検討していく必要があると私は考えます。

また、あえていえば余熱利用、現在地での余熱利用がこの基本構想の中では明確にされておりません。しかしながら、余熱利用というものは循環型社会形成していく中で必要なことと考えます。逆に余熱利用をするためにどの場所にごみ処理施設、清掃センターがあったらいいか、そういった観点での議論も必要かと思いますが、再度広域化を進めていく中、これは1市3町だけではなく1市5町で将来的に進めていく中で議論していく必要があるんではないでしょうか。松木市長より各首長に御提案いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(滝内久生君) 市長。

市長(松木正一郎君) 当初にも申し上げましたように、私は、このごみ焼却場問題について広域的に考える、そのリーダーシップを私たち下田市が発揮して、皆さんと環境にやさしいまちを目指していこうと考えています。

なお、今のその場所の土地利用というのを都市計画審議会では、まずベースとして考えています。御承知のとおり、あそこは基本的には行き止まりの谷地形の場所で、そして既に幾つかのその処理施設的な民間土地利用がございます。こうしたところを今後全く違う用途にするのかどうかについても都市計画審議会でそういったタイミングがもし来たら議論すると

思います。

しかしながら、昨年度ですね、2020年度における都市計画マスタープランの審議会では、 今のこの形、すみません、年次については自信がないんですが、そのマスタープランの議論 の中で、これについては肯定されていたために、これからしばらくの間はあれが妥当である というふうに考えています。

そして今後、また先ほどの話に戻りますが、何らかの必要な事態が生じましたら審議会で もって御議論いただく、このように考えます。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。

1番(江田邦明君) 最後、いつもどおりの政策提案型の質問をさせていただき終わりたい と思います。

私は現在の清掃センター場所、先ほど申し上げましたとおり、比較的市街地に近くアクセス等が整っているという当局の説明もあり、そして津波浸水区域外であるということから、 下田消防本部、下田消防署に最も適した場所だと考えております。

そして広域ごみ処理施設の候補地については、他自治体で取り組まれている行政側の提案ではなく公募による事業用地を募るという方法が最善ではないかと考えます。施設については迷惑施設ではなく、地域還元施設として事業計画を立て、熱利用そして避難所機能、敷地の確保状況によっては防災公園また瓦礫の一時保管場所として、平常時はスポーツなどを楽しめる、そういった施設として建設候補地の公募を募るべきではないかと考えます。

伊豆半島賀茂地域北部にあります伊豆市、伊豆の国市ではやはり用地の問題で10年議論がされ、この公募によって現在令和4年度の稼働に向け事業が進められているところでございます。先ほど市長から御答弁いただきましたが、私はこの事業用地選定に当たっては議員としての議決権をもって行政の適正な運営に求めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

議長(滝内久生君) これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります